

下水道使用料の改定について

1. 下水道使用料の改定作業について

下水道事業経営戦略の策定を機に、平成28年度より、次のルールに基づき、定期的に下水道使用料の改定作業を行うこととした。

●改定周期について

下水道事業経営戦略の見直し、更新に併せて、4年毎に使用料の改定作業を行う。作業時のスケジュールは次のとおり。

| | 1年度目 | 2年度目 | 3年度目 | 4年度目 | 5年度目 | 6年度目 | 7年度目 | 8年度目 | 9年度目 | 10年度目 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 | 平成36年度 | 平成37年度 |
| 1回目 | 改定作業 | 周知期間 | | 対象期間 | | | | | | |
| 2回目 | | | | 改定作業 | 周知期間 | | 対象期間 | | | |

※1回目、2回目の実施年度は上記のとおり。3回目以降についても、4年毎に改定作業を実施。

改定決定から1年間の周知期間を設定し、対象期間は3年度目～6年度目とする。また、改定月は4月を基本とする。

●改定作業の実施方法

経営戦略の投資・財政計画に基づき「純損益」と「補填財源残高」を試算し、対象期間において、いずれかがマイナスとなることが見込まれる場合などに改定が必要と判定する。

●使用料対象経費

下水道事業の支出のうち雨水に係る経費は、一般会計からの繰入により賄うべきものとされているため、汚水に係る経費のみを使用料対象経費とする。

●一般会計繰入金の取扱いについて

一般会計繰入金のうち、資本費に対する繰入金（分流式下水道等に要する経費）については、収益的収支の純損益が均衡するよう調整してきたが、平成30年度より、資本費に対する繰入率を固定化することとし、率については、一般会計との協議で決定することとする。

2. 平成28年度改定期の検証結果

上記の考え方に基づき、平成28年度改定期における使用料改定の必要性について、次のとおり検証を行った。

●対象期間

本改定期では、平成30年度～33年度の4年間を対象に、使用料改定の必要性を検証した。

| 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 改定作業 | 周知期間 | 対象期間 | | | |

●資本費に対する繰入率について

一般会計と下水道事業会計で協議の場を持ち、下水道事業の経営状況や市本体の財政状況などを勘案して検討を行った結果、本改定期における資本費に対する繰入率は70%に設定することとした。

●改定必要性の検証

下水道事業経営戦略の投資・財政計画に基づき、収益的収支及び資本的収支の対象期間（平成30年度～33年度）の試算値により、「純損益」と「補填財源残高」の試算を行った。

「純損益」と「補填財源残高」の試算結果、これに基づく改定必要性の検証結果は次のとおり。

・純損益の状況

(単位:億円)

| 区分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 営業収益 | 5.90 | 5.87 | 5.84 | 5.80 |
| 営業外収益 | 10.64 | 10.31 | 10.07 | 9.93 |
| 収入計 | 16.54 | 16.18 | 15.91 | 15.73 |
| 営業費用 | 13.37 | 13.14 | 13.01 | 12.99 |
| 営業外費用 | 3.03 | 2.87 | 2.71 | 2.56 |
| 支出計 | 16.40 | 16.01 | 15.72 | 15.55 |
| 経常損益 | 0.14 | 0.17 | 0.19 | 0.18 |
| 特別損益 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 当年度純利益(純損失) | 0.14 | 0.17 | 0.19 | 0.18 |

(対象期間における純損益の状況)

対象期間のいずれの年度においても、純利益が生じる見込みである。純利益の額は、最大で0.19億円、最小で0.14億円、4年間の累計で0.68億円となる見込みである。

(改定必要性の検証)

上記のとおり、対象期間のいずれの年度でも純利益が生じる見込みであり、「純損益」の観点からは、本改定期に使用料改定を行う必要性は低い。

・補填財源残高の状況

| 区分 | 資本的収支不足額 ① | 当年度損益勘定 留保資金 ② | 過年度損益勘定 留保資金 ③ | その他補填財源 ④ | (単位:億円) |
|--------|---------------|----------------------|----------------------|--------------|---------|
| | | | | | ②+③+④-① |
| 平成30年度 | 6.25 | 5.92 | 0.99 | 0.22 | 0.88 |
| 平成31年度 | 6.43 | 5.88 | 0.88 | 0.24 | 0.57 |
| 平成32年度 | 6.64 | 5.87 | 0.57 | 0.21 | 0.01 |
| 平成33年度 | 6.93 | 5.88 | 0.01 | 0.19 | ▲ 0.85 |

(対象期間における補填財源残高の状況)

対象期間の補填財源残高は、平成32年度まではプラスを確保するものの、平成33年度には0.85億円のマイナスとなる見込みである。

(改定必要性の検証)

上記のとおり、平成33年度に補填財源の不足が生じる見込みであり、「補填財源残高」の観点からは、本改定期において、使用料改定を行う必要性が高い。

3. 検証結果を踏まえた改定実施の検討

上記のとおり、平成33年度には補填財源の不足が生じる見込みであり、補

填財源残高の観点からは改定の必要性が高い。

しかし、改定実施の可否を検討するにあたっては、対象期間以降の見通しも踏まえ、総合的に検討する必要がある。

平成34年度以降の補填財源残高の見通しは次のとおり。

・補填財源残高の状況（平成34年度以降）

(単位:億円)

| 区分 | 資本的収支不足額 ① | 当年度損益勘定 留保資金 ② | 過年度損益勘定 留保資金 ③ | その他補填財源 ④ | 補填財源残高 ②+③+④-① |
|--------|---------------|----------------------|----------------------|--------------|-------------------|
| 平成34年度 | 7.01 | 5.80 | ▲ 0.85 | 0.19 | ▲ 1.87 |
| 平成35年度 | 7.23 | 5.80 | ▲ 1.87 | 0.19 | ▲ 3.11 |
| 平成36年度 | 7.44 | 5.85 | ▲ 3.11 | 0.23 | ▲ 4.47 |
| 平成37年度 | 7.64 | 5.86 | ▲ 4.47 | 0.22 | ▲ 6.03 |
| 平成38年度 | 7.75 | 5.80 | ▲ 6.03 | 0.20 | ▲ 7.78 |
| 平成39年度 | 7.95 | 5.82 | ▲ 7.78 | 0.20 | ▲ 9.71 |
| 平成40年度 | 8.13 | 5.87 | ▲ 9.71 | 0.22 | ▲ 11.75 |

補填財源の不足は年々拡大し、平成34年度以降の4年間を見通した場合、平成37年度までの累積不足額は6.03億円、また、現経営戦略の最終年度である平成40年度までの累積不足額は11.75億円に上る見込みである。

こうした状況では、毎年度の予算編成に窮り、決算を了することが難しいことに加え、日々の運営資金に不足が生じ、経営に行き詰ることが予想されるため、早急に対策を講じなければならない。

改善に向けた対策としては、資本的収支の財源不足額の圧縮、収益的収支の損益勘定留保資金の増額、両面のアプローチが想定される。

このうち、資本的収支の財源不足の要因である企業債償還金は、過去の企業債の借入れによるものであり、短期的なスパンで圧縮することは困難であることから、現経営戦略期間内における補填財源残高の改善には、損益勘定留保資金の増額により対応する必要がある。

損益勘定留保資金の増額には、支出圧縮と収入増加による対策が想定される。このうち、前者に関しては、これまでも、処理場の包括業務委託や汚泥の減量化などにより経費圧縮に取組んできたが、さらに今後においては、経営戦略に基づき、汚水処理原価の低減などに取組んでいく予定である。

しかし、不足額の規模を考えれば、支出圧縮策のみにより、不足額相当の財源を捻出することは困難であることから、使用料の引き上げによる収入増加を検討せざるを得ないものと考える。

使用料引き上げの是非を検討するにあたっては、引き上げが市民生活に与える影響を慎重に検討しなければならないが、平成40年度までの試算によれば、下水道事業の経営は今後一層厳しくなることが見込まれる。

このため、今回の改定期で引き上げを見送ったとしても、近い将来に大幅な改定を行わざるを得ない状況にあり、見送りという判断が、(逆に) 将来の市民生活に大きな影響を与える可能性がある。

以上の点を総合的に勘案した結果、本改定期において、下水道使用料の引き上げを行わざるを得ないと判断した。

4. 本改定期における使用料改定について

本改定期に使用料の引き上げを行うとの考えに基づき、次のとおり改定率や改定期限について検討を行った。

●引き上げによる収入確保額について

本改定期対象期間（平成30年度～33年度）の補填財源不足額は0.85億円であり、当該不足額の解消を図るために、収入額ベースで3.64%の引き上げを行う必要がある。

(単位:億円、%)

| 区分 | 補填財源不足額 ① | 対象期間内の使用料総額 ② | 引き上げ率 ①/② |
|-------------|--------------|------------------|--------------|
| 平成30年度～33年度 | 0.85 | 23.31 | 3.64 |

しかし、次期改定期対象期間（平成34年度～37年度）には、さらに5.18億円の不足額が生じる見込みであり、これを解消するには、収入額ベースで22.62%の引き上げが必要となるため、平成34年度に急激に使用料を引き上げなければならない可能性が高い。

| (単位:億円、%) | | | |
|-------------|--------------|------------------|--------------|
| 区分 | 補填財源不足額 ① | 対象期間内の使用料総額 ② | 引き上げ率 ①／② |
| 平成34年度～37年度 | 5.18 | 22.90 | 22.62 |

仮に、平成34年度に22.62%の引き上げを行った場合には、1カ月の汚水排除量20m³の一般家庭で、1カ月800円超、1年間で約10,000円の負担増となり、市民生活に大きな影響を与えることから、20%を超える急激な引き上げは回避しなければならないものと考える。

こうしたことから、4年間で使用料を算定するという基本的な考え方を堅持しつつも、4年後の急激な引き上げを回避するための例外的取扱いとして、平成30年度～37年度の8年間で、同期間の不足相当額を確保する方策を検討する。

平成30年度～37年度の補填財源不足額は6.03億円であり、これを同8年間で解消するためには、収入額ベースで12.69%の引き上げが必要となる。

しかし、平成38年度以降を見通せば、現経営戦略最終年度の平成40年度まで不足額の拡大は続く見込みであり（平成40年度までの累積不足額11.75億円）、不足額の規模を考えれば、将来に備える必要性は高い。

また、算定の基礎とした補填財源不足額は、経営戦略の収入見通しに基づくものであり、人口や汚水排除量の推移で上振れることも考えられるほか、災害等による施設の大規模破損への財源的備えなどを考慮すれば、6.03億円の解消を基本としながらも、一定程度の上積み分を確保する必要がある。

よって、引き上げによる収入確保額の目安を7.00～7.30億円（収入額ベースの引き上げ率にして15.00%程度）に設定することとする。

●使用料体系の見直しと料金表の改定について

収入確保額を目安に、料金表の改定幅などを検討した。併せて、前回の改定（平成10年度）から約20年が経過していることから、改定幅の検討に先立ち、使用料体系の検証を行った。

・使用料体系の見直しについて

現行の使用料体系は、一般用と公衆浴場用で用途種別を設けている。このうち一般用については、基本料金と超過料金（従量料金）を組み合わせたものとなっており、1カ月8m³までが基本料金、8m³を超えると、超えた汚水排除量1m³につき超過料金が付加される仕組みとなっている。

また、超過料金（従量料金）については、汚水排除量が増えるほど1m³あたりの金額が増す、いわゆる逓増料金制が採られている。

公衆浴場用については、使用水量の規模や経営への影響などを考慮し、1カ月100m³までが基本料金、100m³を超える水量に超過料金制が採られている。

(現行の下水道使用料料金表)

| | | 水道の使用量 | 金額 |
|-------|-------------------------------|--|--------|
| 一般用 | 基本料金 | 8m ³ までの水量 | 1,320円 |
| | 超過料金 (1m ³ につき) | 8m ³ を超え 20m ³ までの水量 | 170円 |
| | | 20m ³ を超え 50m ³ までの水量 | 175円 |
| | | 50m ³ を超える水量 | 180円 |
| 公衆浴場用 | 基本料金 | 100m ³ までの水量 | 2,500円 |
| | 超過料金 (1m ³ につき) | 100m ³ を超える水量 | 25円 |

汚水排除量が多くなるに応じて単価が段階的に高くなる逓増料金制は、利用者に節水を促す効果があるものの、節水意識の高まりを背景に、汚水排除量（水道使用量）が減少傾向で推移する中には、経営の安定性に影響を与えるとの指摘がなされている。

当市の有収水量（汚水排除量）の推移を見ると、平成25年度、26年度と2年連続で減少しており、（平成27年度は持ち直したものの）今後の人口減少や節水意識の高まりなどを考えれば、将来も減少傾向で推移するものと考えなければならない。

(有収水量（汚水排除量）の推移)

| 区分 | 有収水量(汚水排除量) |
|--------|--------------------------|
| 平成23年度 | 3,216,300 m ³ |
| 平成24年度 | 3,217,303 m ³ |
| 平成25年度 | 3,210,518 m ³ |
| 平成26年度 | 3,175,988 m ³ |
| 平成27年度 | 3,213,372 m ³ |

また、水量区分別汚水排除量を見ると、8 m³までの水量区分が全汚水排除量に占める割合は年々増加しているのに対し、8 m³を超え20 m³まで、20 m³を超え50 m³までの水量区分の割合はいずれも減少しており、経営の安定性を考えれば、8 m³を超え50 m³までの遞増性のあり方、基本料金も含めた遞増度合いなどを見直すことが必要である。

対して、50 m³を超える水量区分の割合は過去5年間一定しており、大口利用者への節水効果などを考えれば、当該水量区分の遞増性に関しては、維持する必要性が高い。

(水量区分別汚水排除量の推移)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | H27-H23 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 8m ³ までの水量 | 46.9% | 47.1% | 47.6% | 48.2% | 48.4% | 1.5% |
| 8m ³ を超え 20m ³ までの水量 | 34.4% | 34.5% | 34.3% | 33.8% | 33.8% | -0.6% |
| 20m ³ を超え 50m ³ までの水量 | 9.2% | 9.1% | 8.8% | 8.5% | 8.4% | -0.8% |
| 50m ³ を超える水量 | 9.5% | 9.3% | 9.3% | 9.5% | 9.4% | -0.1% |

以上のことから、一般用の使用料体系については、基本料金と超過料金（従量料金）を組み合わせた体系を維持しながら、超過料金に関する遞増料金制を一部見直し、「8 m³を超え20 m³まで」と「20 m³を超え50 m³まで」の水量区分を統一することとする（浴場用については、現行体系を維持）。

(見直し後の使用料体系)

| | | 水道の使用量 | 金額 |
|-------|-------------------------------|---|----|
| 一般用 | 基本料金 | 8m ³ までの水量 | 円 |
| | 超過料金 (1m ³ につき) | 8m ³ を超え 50m ³ までの水量 | 円 |
| | | 50m ³ を超える水量 | 円 |
| 公衆浴場用 | 基本料金 | 100m ³ までの水量 | 円 |
| | 超過料金 (1m ³ につき) | 100m ³ を超える水量 | 円 |

・料金表の改定について

新使用料体系（一般用）に基づき試算した結果、目安とした収入（7.00～7.30億円程度）を確保するためには、次のとおり改定を行う必要がある（公衆浴場用については、経営への影響などを考慮し、改定は行わない）。

(改定後の下水道使用料料金表)

| | | 水道の使用量 | 金額 |
|-------|-------------------------------|---|--------|
| 一般用 | 基本料金 | 8m ³ までの水量 | 1,520円 |
| | 超過料金 (1m ³ につき) | 8m ³ を超え 50m ³ までの水量 | 195円 |
| | | 50m ³ を超える水量 | 208円 |
| 公衆浴場用 | 基本料金 | 100m ³ までの水量 | 2,500円 |
| | 超過料金 (1m ³ につき) | 100m ³ を超える水量 | 25円 |

一般用の基本料金については、現行1,320円（8m³まで、1m³あたり165円）を、1,520円（8m³まで、1m³あたり190円）に引き上げる（改定率15.15%）。

超過料金については、①8m³を超え20m³までの水量区分170円、②20m³を超え50m³までの水量区分175円を、8m³を超え50m³までの水量区分195円（①の改定率14.71%、②の改定率11.43%）に、50m³を超える水量区分180円を208円（改定率15.56%）にそれぞれ引き上げる。

これにより、使用料引き上げによる収入確保額は7.21億円（収入額ベ

ースの引き上げ率 14.72 %) となる。

また、1カ月の汚水排除量 20m³の一般家庭をモデルとする平均改定率は、14.88 % (現行 3,629 円 ⇒ 改定後 4,169 円※税込み) となる (その他のモデルも含めた影響額は次のとおり)。

(引き上げ影響額)

| <u>1カ月の汚水排除量30m³の一般家庭</u> | | 改定率 13.70 % |
|--------------------------------------|--|---------------------------------------|
| (改定前) | 5,110円(基本使用料1,320円+従量使用料3,790円) × 1.08 = <u>5,519円</u> | |
| (改定後) | 5,810円(基本使用料1,520円+従量使用料4,290円) × 1.08 = <u>6,275円</u> | 負担増分(1カ月) 756 円 負担増分(12カ月) 9,072 円 |
| <u>1カ月の汚水排除量20m³の一般家庭</u> | | 改定率 14.88 % |
| (改定前) | 3,360円(基本使用料1,320円+従量使用料2,040円) × 1.08 = <u>3,629円</u> | |
| (改定後) | 3,860円(基本使用料1,520円+従量使用料2,340円) × 1.08 = <u>4,169円</u> | 負担増分(1カ月) 540 円 負担増分(12カ月) 6,480 円 |
| <u>1カ月の汚水排除量15m³の一般家庭</u> | | 改定率 14.94 % |
| (改定前) | 2,510円(基本使用料1,320円+従量使用料1,190円) × 1.08 = <u>2,711円</u> | |
| (改定後) | 2,885円(基本使用料1,520円+従量使用料1,365円) × 1.08 = <u>3,116円</u> | 負担増分(1カ月) 405 円 負担増分(12カ月) 4,860 円 |

・改定時期について

改定作業のルールによれば、本来、改定時期は平成 30 年 4 月 1 日とすべきところであるが、(既述したように) 当市下水道事業の経営状況は非常に厳しく、平成 33 年度以降、補填財源の不足額は年々拡大することが見込まれることから、利用者への十分な周知期間を確保しつつ、いち早く対策を講じるため、改定時期は平成 30 年 1 月 1 日とする。

上記検討の結果、次のとおり使用料を改定することとし、事務を執り進める。

| 改定時期 | 平成30年1月1日 | | | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|---|--------|--|--|--|
| 平均改定率 | 14.88% | | | | | |
| (1カ月の汚水排除量20m ³ の一般家庭の改定率) | | | | | | |
| 改定後の料金表 | | | | | | |
| | | 水道の使用量 | 金額 | | | |
| 一般用 | 基本料金 | 8m ³ までの水量 | 1,520円 | | | |
| | 超過料金 (1m ³ につき) | 8m ³ を超え 50m ³ までの水量 | 195円 | | | |
| | | 50m ³ を超える水量 | 208円 | | | |
| 公衆浴場用 | 基本料金 | 100m ³ までの水量 | 2,500円 | | | |
| | 超過料金 (1m ³ につき) | 100m ³ を超える水量 | 25円 | | | |
| ※公衆浴場用については改定なし | | | | | | |

5. 今後の流れ

上記のとおり平成30年1月1日の改定を目指すが、条例改正後に十分な周知期間を確保するため、条例改正案については、平成29年第2回定例会への上程を目指す。

条例改正案上程までの流れは次のとおり。

●市の内部作業について

下記の日程により、下水道事業運営審議会に諮問を行い、答申を得る予定である。答申後、その内容も踏まえて検討を行い、使用料改定に関する方針を決定。当該方針に基づき、条例改正案を作成し、平成29年第2回定例会に上程する。

【審議会の日程】

| | |
|-------------------|-------------|
| 第1回審議会（委員の委嘱及び諮問） | 平成28年12月21日 |
| 第2回審議会（諮問案件の審議） | 平成29年1月中旬 |
| 第3回審議会（答申案の審議） | 平成29年2月中旬 |
| 審議会からの答申 | 平成29年2月中旬 |

●市議会への情報提供について

上記の内部作業と並行し、市議会に対して、次のとおり情報提供を行う。

【市議会への情報提供】

| | |
|---|-------------|
| 観光経済委員会所管事務調査 (下水道使用料改定に関する取組について) | 平成28年10月31日 |
| 観光経済委員会所管事務調査 (下水道事業経営戦略について) | 平成28年11月21日 |
| 観光経済委員会所管事務調査 (下水道使用料の改定について) | 平成28年12月中旬 |
| 観光経済委員会所管事務調査 (第1回審議会の結果について) | 平成29年1月 |
| 観光経済委員会所管事務調査 (第2回審議会の結果について) | 平成29年2月 |
| 観光経済委員会所管事務調査 (第3回審議会の結果及び下水道使用料の改定方針について) | 平成29年3月 |
| 観光経済委員会所管事務調査 (下水道条例改正案について) | 平成29年5月 |

●市民への情報提供について

上記作業と並行し、市民に対して、次のとおり情報提供を行う。

【市民への情報提供】

| | |
|--|-------------|
| 広報のぼりべつによる情報提供 (経営戦略及び下水道使用料の改定について) | 平成28年12月1日号 |
| 広報のぼりべつによる情報提供 (使用料改定に関する市の考え方(諮問内容)について) | 平成29年1月1日号 |
| 住民説明会の開催 (1月1日号広報のぼりべつで開催周知) | 平成29年1月下旬 |
| 広報のぼりべつによる情報提供 (第1回運営審議会の開催結果) | 平成29年2月1日号 |
| 広報のぼりべつによる情報提供 (第2回運営審議会の開催結果) | 平成29年3月1日号 |
| 広報のぼりべつによる情報提供 (第3回運営審議会の開催結果及び使用料改定に関する方針について) | 平成29年4月1日号 |